

法科大学院対応状況報告書

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻

評価実施年度： 令和5年度

対象となる基準	基準3-5
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○1 授業科目において、平常点のみで成績評価を行い、履修者全員を同一得点としているため、到達目標の到達に応じた評価となっておらず、客観的かつ厳格な成績評価となっていないにもかかわらず、組織的にこのような成績評価を是正する措置が講じられていない。</p>
対応状況	<p>当該授業科目の成績評価について、授業担当教員（非常勤）に事情を聴取したところ、授業特性から相対評価の前提となる履修者間の成績分布が明確になりづらい科目であるとのことであったが、成績評価方法の改善および授業形態の見直しを実施することにより、当該授業科目の令和5年度秋～冬学期成績評価については、適切な成績分布となっていることが確認できた。</p> <p>また、到達目標の到達に応じた評価が行われていることを組織的に担保する措置として、成績評価方法の策定と、年度初め及び学期末の成績評価の依頼時における文書による周知を従来から実施してきたが、特に教授会構成員ではない非常勤教員への周知を徹底するため、授業実施方針・成績評価方針について全教員の理解度を確認するクイズを実施した。また、従来から、教務委員会が主体となり、成績評価基準に従った成績評価がなされていることを教授会で確認してきたが、令和5年度秋冬学期成績評価からは、教授会付議の前に、教務委員会によって確認を行うことを徹底し、成績評価基準に適合しない評価がされている場合は教務委員会から担当教員に改善を求めることとしている。</p>
根拠資料・データ	3-5-3-07_令和6年度高等司法研究科授業実施方針の確認（確認とクイズ）（非公表）

対象となる基準	基準3-5
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○一部の授業科目について、期末試験と追試験において同一の問題が出題されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていない。</p>
対応状況	追試験のあり方については、教員ハンドブック（7頁）、「成績評

	<p>価の申合せ」といった文書に明記し、同一の問題・設例にならないように全教員に注意をしてきたところであるが、改めて教授会等様々な機会を通じて周知徹底するとともに、追試験実施が決定した際の追試験実施依頼文書（「3-5-4-08_令和5年度秋～冬学期期末試験調査票の提出について（依頼）（非公表）」）にも同様の趣旨の注意を盛り込むこととし、追試験実施前に担当教員から追試験問題の提出を求め、事前に教務委員会で本試験問題と同一の出題がされていないか確認することとした。加えて、特に教授会構成員ではない非常勤教員への周知を徹底するため、授業実施方針・成績評価方針について全教員の理解度を確認するクイズを実施した。</p>
根拠資料・データ	<p>3-5-1-01_成績評価の申合せ（2023.07.20）（再掲） 3-5-3-07_令和6年度高等司法研究科授業実施方針の確認（確認とクイズ）（非公表）（再掲） 3-5-4-08_令和5年度秋～冬学期期末試験調査票の提出について（依頼）（非公表） 3-5-4-09_2024年度教員ハンドブック抜粋（非公表）</p>

対象となる基準	基準2-4
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○前回の認証評価において指摘された事項について、今回の認証評価においても同様の指摘がなされていることから、法科大学院認証評価等第三者からの指摘に関して、同様の問題が再発しないように適切な対応策を策定し、実施することが望ましい。</p>
対応状況	<p>今回の認証評価において、前回と同様の指摘を受けたのは、成績評価の根拠となる資料の保管（基準3-5の改善が望ましい点）であり、同様の問題の再発を防止するための対応策として、基準3-5の改善が望ましい点に係る対応状況に記載の対応策を策定・実施した。</p>
根拠資料・データ	<p>3-5-1-01_成績評価の申合せ（2023.07.20）（再掲） 3-5-3-07_令和6年度高等司法研究科授業実施方針の確認（確認とクイズ）（非公表）（再掲） 3-5-4-09_2024年度教員ハンドブック抜粋（非公表）（再掲）</p>

対象となる基準	基準3-3
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○法律基本科目の1授業科目について、基礎科目と応用科目のいずれに区分するのかを規程等において明確に定めることが望ましい。</p>
対応状況	<p>本研究科公式ウェブサイトにおいて掲載し公表済である。</p>

	<p>なお、本研究科の開設科目について、専門職大学院設置基準第20条の3に定める法律基本科目の基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設する授業科目を高等司法研究科規程に明記する一部改正を令和6年度中に実施する予定である。</p>
根拠資料・データ	3-3-1-03_2024年度授業科目一覧

対象となる基準	基準3-5
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○1授業科目について、成績評価の根拠となる一部の資料が保管されていないことから、確実に保管される対策を組織的に講じることが望ましい。</p>
対応状況	<p>成績評価の基礎となったレポート・資料等の保管については、前回評価時の指摘を受けて、教員ハンドブックへの記載や学期終了時の教務係からの連絡の強化等の対応をしてきた（担当教員に教務係に提出させて保管することを原則としつつ、提出しがたい状態にあるものについては、担当教員が、その旨教務係に連絡の上、研究室で保管することを認めている）。</p> <p>今回指摘を受けた授業科目（導入演習）は、学生の課題提出物を添削する等のやり取りを通じて、学生が自学自習能力を身につけるよう促し、その達成度を総合的に評価して可否のみで単位認定を行うものであった。当該科目の特性上、その過程で提出された提出物は、添削等を施して学生に返却し更なる学習に繋げるものとして位置付けられ、そのような過程全体を成績評価としていたところである。結果、かかる過程の途上において提出された課題を成績評価根拠となる資料として保存すべきという認識に十分でないところがあり、結果として一部提出物の保管が適切になされていないところがあった。</p> <p>今回の指摘をふまえ、成績評価基礎資料の保管について十全を期すべく、一層の改善を図った。具体的には、今後、受講者に教育支援システム（CLE）上で提出物を提出させた上でこれを保存するよう授業担当教員に求める等の対応を行うとともに、改めて評価の根拠となる資料の保管について全教員に周知徹底を図った。</p> <p>なお、提出物の保管についてもクイズを実施し周知徹底を図っている。</p>
根拠資料・データ	<p>3-5-1-01_成績評価の申合せ（2023.07.20）（再掲）</p> <p>3-5-3-07_令和6年度高等司法研究科授業実施方針の確認（確認とクイズ）（非公表）（再掲）</p> <p>3-5-4-09_2024年度教員ハンドブック抜粋（非公表）（再掲）</p>

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかに☑し、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、(非公表)と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。

法科大学院対応状況報告書

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻

評価実施年度：令和5年度

対象となる基準	基準3-3
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○法律基本科目の1授業科目について、基礎科目と応用科目のいずれに区分するのかを規程等において明確に定めることが望ましい。
対応状況	本研究科公式ウェブサイトにおいて掲載し公表済である。 なお、本研究科の開設科目について、専門職大学院設置基準第20条の3に定める法律基本科目の基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設する授業科目を高等司法研究科規程に明記する一部改正を令和6年度中に実施した。(令和7年4月1日から施行)
根拠資料・データ	・3-3-1-04_高等司法研究科規程(2025.4.1改定)

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかにし、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、(非公表)と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。